

# 国連におけるサイバーセキュリティ及びデータ保護に係るガイドラインの検討状況

## 経緯について

- ・自動車基準調和世界フォーラム（WP29）の下に設置された「自動運転分科会（ITS/AD）」（議長：日本及び英国）における検討項目（ToR）として、セキュリティガイドラインの考え方を整理することとされた。
- ・上記を踏まえ、昨年11月のITS/ADにおいて、日本及びドイツからガイドライン案が提案され、現在、その統合案が作成され検討されているところ。

## ガイドラインの要件／推奨

項目	具体的要件
総論	<ul style="list-style-type: none"><li>・自動車製造者等は、データの操作、誤用等に対して適切な保護を確実にすることを規定。</li><li>・世界標準の通信技術等を用いた、データ及び通信の暗号化実施を規定。</li><li>・データ保護、セキュリティーについて、外部の機関等により証明されるべき旨を規定。</li></ul>
データ保護	<ul style="list-style-type: none"><li>・情報の収集及び処理は情報主体(例、運転手)には、どのようなデータが収集・処理されているのか等包括的な情報が提供されるとともに、情報主体の同意が必要な旨を規定。</li><li>・個人情報については、(自動運転に係る情報の)収集及び処理に関連するものに限定し、場合によって情報主体は同意を取り下げる権利を持つ旨規定。</li></ul>
安全性	<ul style="list-style-type: none"><li>・自動運転車の接続及び通信につき以下を規定。<ul style="list-style-type: none"><li>・車外とのネットワーク機能から、制御系の車内ネットワークが影響を受けないようにする。</li><li>・システムの機能不全に備えセーフモードを保証する手法を備える。</li></ul></li><li>・サイバー攻撃による不正な操作を自動運転システムが検知した時は、ドライバーに警告の上自動車を安全にコントロールすべき旨規定。</li></ul>
セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"><li>・通信利用型自動運転車へのリモートアクセスに係るオンラインサービスについては、強力な相互認証を持たなければならない旨規定。</li></ul>

## 現時点での予定(今後変更があり得る点留意が必要)

- ・次回ITS/ADは11月開催予定で、ガイドラインを公式文書化する予定。
- ・以降のITS/ADにおいては、ガイドラインをもとに、引き続きサイバーセキュリティ等に関してさらなる検討を行う予定。